

## その他優遇措置

### 共通回数利用券

券面額及び枚数	金額
100円券11枚つづり	1,000円
300円券11枚つづり	3,000円
370円券11枚つづり	3,700円

※上記のほか50円券11枚つづり、180円券11枚つづり有。

前橋市に住所を有する65歳以上の者に対して発行することができる回数利用券

券面額及び枚数	金額
100円券13枚つづり	1,000円
300円券13枚つづり	3,000円
370円券13枚つづり	3,700円

### 前橋市スポーツ施設等使用料減免基準

減免する場合		減免率
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が次に掲げる施設を利用するとき。 ア 前橋市民プール イ 前橋市大渡温水プール・トレーニングセンターのプール ウ 前橋市六供温水プール エ 前橋市宮城プール オ 前橋総合運動公園コミュニティプール	個人利用	100%
上記に該当するものが当該施設を利用する場合において、その者の付添人（2人までとする。）が当該施設を利用するとき。	個人利用	100%
本市に在住する者が下増田運動場のサッカー場を軽スポーツ等で利用するとき。	占有利用	75%